



所得税の還付申告は1月4日から

給与等から源泉徴収された税金や予定納税をした税金が納め過ぎになっている人は、申告により税金が還付されます。この申告を直方税務署では1月4日（水）から受け付けています。この期間は還付申告のみの受け付けですので、待ち時間も短く、還付金も早く処理されます。鞍手町の申告受付会場（2月16日から）は大変な混雑が予想されますので、税金が還付となる人はぜひこのメリットを活用してください。
＝還付申告をすれば税金が戻る人＝

平成23年中に会社などを退職し、税金の精算がされていない場合。年金から所得税が源泉徴収されている年金収入の方や年末調整済みのサラリーマンで医療費控除や住宅借入金等特別控除などを受ける場合。

- **必要なもの** ①所得の分かるもの：給与所得の源泉徴収票（原本）、公的年金等の源泉徴収票（原本）など ②印かん ③社会保険料（国民健康保険や国民年金など）の納付額証明書や領収書 ④生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書等 ⑤申告者本人の通帳など（振込先の銀行・支店・口座番号のわかるもの）
- **医療費控除の申告をする場合** 平成23年中に支払った医療費の領収書（事前に支払い金額を集計して明細を作成してください）
- **申告場所・問い合わせ** 詳しいお問い合わせは直方税務署22局0880番まで

国税庁では、自宅やオフィスからインターネットを利用して簡単に申告や納税などができる**国税電子申告・納税システム（e-Tax）**を運用しています。これを利用すると、今まで書面で行われていた手続きをインターネットを利用して行うことができます。利用するためには、事前に電子証明書付きの住民基本台帳カードとICカードリーダーの準備が必要です。また、プリンタから確定申告書を印刷して税務署に郵送する簡単な方法もありますので、詳しくは税務署までお問い合わせください。

● **e-Tax ホームページ** <http://www.nta.go.jp>

国税庁

検索



ちよつと
疑問

!?

Q
疑問

A
答え

住宅ローン（自動車ローン）の返済に追われているので、納税を待ってもらえますか？

お待ちすることはできません。他の納税者は、納税分を考慮してローンを組まれています。また、納税やローンの返済が一時的に困難になった場合は、まずローンの返済計画の見直しをされています。税金を滞納される人の中には、ローンの返済を優先し納税を後回しにする人が多く見受けられます。法律によって、税金はすべての債務に優先すると定められていますので、そのような理由で納税をお待ちすることはできないのです。

※納税についてのご相談は、役場税務班で随時受け付けています。

役場 からのお知らせ

役場☎42局2111番

出前講座と
時間外窓口の
お知らせです



Information

まちづくり出前講座

■講座メニュー

講座のメニューは、「町長との対話集会」をはじめ次のような講座のジャンルを準備しています。

ジャンル	講座内容
まちづくり	キャッチボールトーク、町の財政について2講座
防災・防犯	防災や防犯知識について2講座
くらし	消費生活講座、下水道事業、確定申告やごみのリサイクルについて6講座
人権	男女共同参画について
子育て	子育て支援制度について
文化・教育	鞍手町出前歴史講座や文化財深訪講座など3講座
健康づくり	生活習慣病予防や介護予防講座など8講座
福祉・保険制度	介護保険や障害者福祉、国民健康保険制度など4講座
その他	ふれあい・いきいきサロン
見学	浄水場施設見学（平成24年度から）

※その他の講座の内容については、お問い合わせください。

町では、現在、住民参画によるまちづくり、開かれた町政という観点から「まちづくり出前講座と町長との対話集会」について取り組んでいます。



「まちづくり出前講座」とは、町政や公的な制度などについて理解を深めていただくもので、実際に町の職員がみなさんの元へお伺いして講師となり話をするものです。また、講座のジャンルには、「町長との対話集会」、通称キャッチボールトークを加え、町政に関するテーマについて住民のみなさんと意見交換を行う機会をつくります。

出前講座を申請したい場合は、町内に住んでいる人、勤務している人などで構成された10人以上の団体やグループで次の要領で申し込んでください。

- ①受講を希望するメニューを選ぶ
- ②開催日時は12月28日から翌年1月4日を除く午前9時から午後9時までの連続した2時間以内の中から日程を決める
- ③申請書に必要事項を記入し（ホームページからも申し込み可）、30日前までに総務課へ申し込み

時間外窓口が便利です

毎週木曜日は午後7時まで開設

鞍手町では、住民サービス向上のため4月から試験的に役場と教育委員会（中央公民館）のすべての課で毎週木曜日に午後7時まで延長して窓口を開設してきましたが、これまでの利用実績から、平成24年1月からは特に取り扱い件数や問い合わせが多い業務にしぼって時間外窓口を開設することとしました。開設する部署と主な取り扱い業務は次のとおりです。



■平成24年1月からの毎週木曜日の時間外窓口（午後7時まで）

開設する部署		主な取り扱い業務
税務住民課	税務班	各種証明の発行（所得証明、納税証明など）、納税相談
	住民班	各種証明の発行（戸籍、住民票、印鑑登録証明書など） ※電子証明書など一部に取り扱えないものがあります
保険健康課	保険年金班	国民健康保険（加入・脱退、給付の手続き） 後期高齢者医療（加入・脱退、給付の手続き） 国民年金（加入・申請の手続き） ※日本年金機構に確認が必要な場合を除きます 乳幼児医療・障害者医療・ひとり親家庭医療 （加入・脱退、給付の手続き）
福祉人権課	福祉高齢者班	介護保険（申請、相談）、高齢者福祉サービス（申請、相談） 生活保護の申請、身体障害者・知的障害者の援護 精神障害者保健福祉手帳・通院医療の申請
	児童人権班	保育所の入所・退所の手続き（広域保育を除く） 子ども手当の手続き、児童扶養手当の手続き、特別児童手当の手続き
上下水道課	上水道班	水道に関すること全般
会計課	会計班	税金や料金などの納付（介護保険料と県税を除く） ※鞍手町が発行している納付書による納付に限ります

※上記以外の業務は、事前に担当課までお問い合わせください。